

ID: 1288

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第3項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第3項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定) 第27条の14の2 市町村又は組合は、被保険者が令第29条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合（第5条の8第1項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第1条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。）を除き、有効期限を定めて、令第29条の4第1項第1号又は第2号の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第1号の8による限度額適用認定証 (2) 組合 様式第1号の8の2による限度額適用認定証			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日